

公立の義務教育諸学校等の 教育職員の給与等に関する特 別措置法等の一部を改正する 法律（給特法の一部改正）

先生が働きやすく、教育の質が高まる学校へ

法律改正の趣旨



改革を支える「3つの柱」



働き方改革

時間と健康を守る

- ✓ 教育委員会が「業務量管理・健康確保」の計画を策定し、公表を義務化。
- ✓ 学校長は、この計画を学校運営の基本方針にしっかり反映させる。

・市教育委員会は「業務量管理・健康確保措置」の計画を策定・公表・実施状況の公表

・計画内容及び実施状況を総合教育会議へ報告義務

施行スケジュール

令和8
(2026) 年
1月1日

処遇の改善がスタート



- ・教職調整額の引き上げ(4%→10%)

令和8
(2026) 年
4月1日

働き方と学校運営の
改革がスタート



- ・業務量管理の計画策定義務化
- ・主務教諭の配置

給特法一部改正の指針のポイント

<目標>

- ・1カ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・令和11年度までに、1カ月時間外在校等時間の平均を30時間程度に削減する

<内容>

- ・市教育委員会が講ずべき措置の内容に、「学校と教師の業務の3分類」「学校の業務の適正化」等が示された。
-

学校と教師の業務の3分類

- 学校以外が担う業務
- 教師以外が積極的に参画すべき業務
- 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

学校と教師の業務の3分類

別添 4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進